



天草市重度心身障がい者医療費助成制度



助成額の受け方

助成の方法は、「現物給付方式」と「償還払い方式」の2つの方法があります。

(1) 現物給付方式 ※前期高齢者(70歳~74歳)の方は、除きます。

次のような場合は、病院や薬局が医療費を直接天草市に請求しますので、あなたは病院や薬局の窓口では上記の自己負担額のみを支払うこととなります。

※天草市内の医療機関を受診し、一月の医療費が21,000円未満の場合

- ① 病院や薬局の受付で、健康保険証とともに受給資格者証(紫色)を提示してください。
- ② 上記の自己負担金額を病院や薬局の窓口でお支払いください。

※病院、薬局においても1,020円(重度医療負担限度額)まで負担していただき、同一月の処方医療機関と薬局を合わせて重度医療負担限度額が1,020円を超える場合は、市に助成申請してください。1,020円との差額を助成します。

現物給付の例

	1ヶ月の1医療機関 (病院+院外薬局) で支払った医療費 【一部負担金】	—	入院の場合 2,040円 通院の場合 1,020円 【自己負担額】	=	助成額
入院	病院 2,040円	—	自己負担額 2,040円	=	0円
通院その1 4/12受診	A病院 1,020円 薬局 1,020円	—	自己負担額 1,020円	=	1,020円
通院その2 4/27受診	B病院 1,020円 薬局 900円	—	自己負担額 1,020円	=	900円
					4月分の助成額 合計 1,920円

(2) 償還払い方式

次のような場合は、病院や医療機関で通常の保険負担額を一旦支払い、その後、天草市から助成金の払い戻しを受けることとなります。

※天草市内の医療機関を受診し、1ヶ月の医療費が21,000円以上の場合

※天草市外の医療機関を受診した場合

- ・年齢70歳以上の方
 - ・医療機関の所在地に関わりなく、健康保険の高額療養費の支給が受けられるとき
 - ・治療用装具の費用の助成を受けるとき
- ① 病院や薬局で通常どおりの保険負担額(総医療費の1割や3割分)をお支払いください。
 - ② 加入している健康保険組合等に高額療養費又は治療用装具に係る保険給付の支給申請をしてください。
 - ③ 加入している健康保険組合等から「高額療養費支給決定通知書」又は「不支給通知書」、治療用装具に係る「療養費支給決定通知書」が届いたら、天草市福祉課で払い戻しの申請をしてください。

償還払いの例

	1ヶ月の1医療機関 (病院+院外薬局) で支払った医療費 【一部負担金】	—	・高額療養費 ・附加給付金	—	入院の場合 2,040円 通院の場合 1,020円 【自己負担額】	=	助成額
償還払い①	病院 5,000円 薬局 4,000円	—	病院 5,000円 薬局 4,000円	—	自己負担額 1,020円	=	7,980円
償還払い② 通院	病院 5,000円 薬局 4,000円	—	高額療養費等 1,000円	—	自己負担額 1,020円	=	6,980円
償還払い③ 入院	病院 57,600円	—	高額療養費等 13,200円	—	自己負担額 2,040円	=	42,360円